

「令和8年度 沖縄県子育て支援パスポート事業管理運営」
業務委託に係る企画提案応募要領

1 業務内容

(1) 業務目的

県内の子育て世帯が、協賛事業者の店舗又は事業所等で子育て世帯向けサービスを受けられる仕組みをつくり、事業者と行政が協力して子育てしやすい環境を整備することにより、子育て世帯を社会全体で支える機運を盛り上げることを目的としている。

(2) 業務名

沖縄県子育て支援パスポート事業管理運営業務

(3) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日〔予定〕

(4) 提案上限額

事業管理運営費金 2,074,000円以内（消費税及び地方消費税含む）

※企画提案のために提示する金額であり、契約金額ではない。

2 参加資格者

次の要件を全て満たす法人又は複数の法人からなる共同企業体とする。

- (1) 県内に本店又は支店を有する法人であること。共同企業体で実施する場合には管理法人が県内に本店又は支店を有していること。
- (2) 過去3年以内に、国、沖縄県及び公共団体等と子育て支援に関する業務、コーディネート業務、又はそれに類似する業務を受託した実績がある者
- (3) 子育て支援施策全般や会計業務など、本事業の遂行に必要な知識を十分保有する人員を確保していること。
- (4) 県内の子育て支援施策等に精通するとともに、市町村及び本事業の関係機関等と協力して、本事業を円滑に履行することができる能力を有していること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。共同企業体で実施する場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (6) 労働関係法令を遵守していること。
- (7) 社会保険（労働保険、健康保健及び厚生年金保険）に加入する義務のある者については、これらに加入していること。
- (8) 共同企業体で実施する場合は、共同企業体の中に管理法人を1者置くものとする。管理法人は、本事業の運営管理、共同企業体構成員相互の調整、財産管理等の事務的管理を主体的に行う母体としての機関とし、共同企業体を構成する法人を代表する。管理法人は以下の要件を満たすことが必須である。
 - ① 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有すること。
 - ② 委託業務を円滑に遂行するために必要な管理能力を有すること。
 - ③ 県内において業務進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせに円滑に対応

できる体制を有すること。

(9) 共同企業体で実施する場合は、共同企業体の構成員間において協定を締結し、共同企業体の管理法人が応募を行うこと。

(10) 共同企業体の協定書には、目的、名称、構成員の住所及び名称、代表者（管理法人）、代表者の権限、構成員の業務分担、構成員の連帯責任、瑕疵担保責任、管轄裁判所、協議事項等が記載されていること。

(11) 共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員となることはできない。

また、共同企業体の構成員は、法人単体で応募することはできない。

(12) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

共同企業体で実施する場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。

(13) 自己又は自社の役員等が以下の要件のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。以下の要件については資格確認のため、沖縄県警察本部に照会する場合がある。

① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

② 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

③ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

④ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

⑦ 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これらを利用している者

3 業務仕様書

別添「沖縄県子育て支援パスポート事業実施要綱」及び「企画提案仕様書」参照

4 企画提案書

本事業の企画提案書は、別添沖縄県子育て支援パスポート事業実施要綱および委託業務企画提案仕様書の内容をすべて満たすものとし、かつ、以下の項目を具体的に記載すること。

(1) 本事業の実施体制に関すること。

(2) 本事業のスケジュールに関すること。

(3) 本事業の周知及び広報に関すること。（本事業 Web サイトを利用したことのない方への周知・公報等）

(4) 本事業の協賛事業者増加の方法

(5) 子育て応援パスポート利用を促進するためのコーディネート業務に関すること。（利用者拡大のための手法の考案、協賛事業者が実施する新たなサービスの提案等）

- (6) 本事業の簡便な運用に関する提案。(本事業の実施を沖縄県子育て支援課の事業担当で運営できる方法等)
- (7) その他、子育て支援関連事業との連携に関すること。

5 応募の手続き

(1) 応募要領等の配布：沖縄県公式 web サイトへの掲載により配布に代える。

- ① 掲載期間：公告日から令和 8 年 7 月 24 日(金) まで
- ② 掲載場所：沖縄県公式 web サイトの「公募・入札」又は、子育て支援課 web サイト

(2) 参加申込書の提出期限

企画提案への参加を希望する場合は、「参加申込書」を提出すること。

- ① 提出期限：令和 8 年 7 月 21 日(火) 17:00 まで
- ② 提出書類：【別紙 1】参加申込書を FAX 又はメールで提出(受信確認必要)
※「参加申込書」を提出しない場合は、企画提案の参加資格を満たしません。

③ 受付先：沖縄県こども未来部子育て支援課

FAX：098-866-2433

E-mail：aa031305@pref.okinawa.lg.jp

(件名を「沖縄県子育て支援パスポート事業管理運営業務委託(参加申込書)」
とすること)

(3) 応募に係る質問事項の受付期間

- ① 受付期間：公募開始～令和 8 年 7 月 15 日(水)17:00 まで
- ② 提出書類：【別紙 2】質問書を FAX 又はメールで提出すること
- ③ 受付先：沖縄県こども未来部子育て支援課

FAX：098-866-2433

E-mail：aa031305@pref.okinawa.lg.jp

(件名を「沖縄県子育て支援パスポート事業管理運営業務委託(質問)」と
すること)

④ 回答：沖縄県公式 web サイトの「公募・入札」又は、子育て支援課 web サイトに回答を掲載し、個別の回答は行わない。

最終回答は、令和 8 年 7 月 17 日(金)17:00 までに行う。

(4) 応募申請書及び企画提案書等の提出期限

- ① 提出期限：令和 8 年 7 月 23 日(木) 17:00 まで
- ② 提出書類：6 に定める書類
- ③ 提出場所：〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県庁 3 階
沖縄県こども未来部 子育て支援課 子育て班宛て
持参又は郵送により提出すること。
ただし、郵送の場合は到着確認が可能な手段をとるものとし、
提出期限内に到着するよう送付すること。
電送(メールやファクシミリ)によるものは受け付けない。

6 提出書類

(1) 【様式 1】企画提案応募申請書

- (2) 【様式2】会社概要表
- (3) 【様式3】積算書
- (4) 【様式4】業務実績
- (5) 【様式5】誓約書
- (6) 企画提案書（任意様式）
- (7) スケジュール表（任意様式）
- (8) 執行体制（任意様式）
- (9) 共同企業体協定書（任意様式）※共同企業体の場合
※（2）及び（5）について、共同企業体の場合は構成員ごとに提出
- (10) 企画提案書は、正本1部、副本4部を提出すること。
※副本は片面印刷、カラーコピー、A4版とする。パンフレット、A3書類等もすべてA4で印刷すること。

7 選定方法

- (1) 「業務委託企画提案選定委員会」による審査により、入選順位を決定する。
選定については、原則として第一位選定者とするが、契約に関して必要な協議が合意に至らない場合は次順位以降の者を繰り上げて、協議のうえ選定するものとする。
なお、一定水準を満たした提案がない場合、該当者なしとする場合がある。
- (2) 企画提案書審査：令和8年7月28日(火)（予定）
- (3) 選定結果通知：令和8年7月30日(木)までに通知（予定）
- (4) 契約の締結：令和8年7月31日（金）以降（予定）

8 契約

- (1) 企画選定第1位入選者と業務内容及び契約額を協議した上で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約する。ただし、採択要件として企画提案書における実施方法、実施計画、実施体制、積算等の見直しを求めることがある。
県と企画選定第1位入選者との間で委託に関する協議が合意に至らない場合は、順位以降の者と協議を行い契約するものとする。
- (2) 契約金額は受託候補者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内で決定する。
- (3) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

9 その他

- (1) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
 - ① 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
 - ② 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ③ 審査の公平性に影響を与える不正行為があった場合
 - ④ 応募要領に違反すると認められる場合
 - ⑤ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
- (2) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は、軽微な変更を除き、原則認めない。
- (4) 企画提案書等の作成に要する経費等、本事業の企画提案に要した経費については、参加者の負担とする。

- (5) 提出された企画提案書等については返却しない。
- (6) 入選者選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。
- (7) 入選者の選定にあたっては、提案された内容を総合的に評価し決定する。そのため、業務を実施するにあたっては、県と協議して進めていくものとし、提案された内容を全て実施するものではない。
- (8) 1事業者（複数の事業体で事業を実施する場合は1共同企業体）あたり、提案は1件とする。

10 問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁3階

沖縄県こども未来部 子育て支援課 子育て班 担当：前盛

TEL：098-866-2457

FAX：098-866-2433

E-mail：aa031305@pref.okinawa.lg.jp